## 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書

預かり保育事業・認可外保育施設・一時預かり事業の利用料

【令和 年 月分】

「特定子ども・子育て支援」とは、幼児教育・保育無償化の対象事業を、対象児童に提供することをいいます。 無償化の対象事業とは、預かり保育サービスの預かり保育料、認可外保育施設利用料、一時預かり事業の利用料をいいます。 対象児童とは、児童の認定区分(新1号もしくは新2・3号認定児童)をいいます。

【特定子ども・子育て支援の提供に係る領収について】

納入者

ただし、特定子ども・子育て支援利用料(	年 月分)として	
特定子ども・子育て支援 利用料の領収金額	円 (下記①の合計額)	
●当該月分の利用料(保育料)として		円①・・・特定子ども・子育て支援利用料

●日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等として

円 ・・・特定子ども・子育て支援利用料以外

※認可外の居宅訪問型保育事業や子育て援助活動支援事業について、送迎のみの利用は対象外

## 【特定子ども・子育て支援の提供について】

	フリガナ	認定子ども との続柄		フリ	ガナ	法第30	条の4の認定種別
認定 保護者	氏 名		認定子ども	氏	名	□ 新第1号	□ 新第2号 □ 新第3号

新1号認定:満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども

⇒満3歳以上の子どもで、保育の必要性の認定を受けていない学校教育のみの子ども 新2号認定:満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

⇒4月1日時点の年齢が3歳で、保育の必要性がある子ども

新3号認定:満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

⇒4月1日時点の年齢が3歳に満たない子どもで、保育の必要性があり、市町村民税非課税世帯である子ども

特定子ども・子育て支援の内容 注)口にレを記入	提伯	供した日	(提供日数※	(1)		提供	時間帯	<b>券 ※ 2</b>	費用※3
□ 認可外保育施設	日	~	日			:	~	:	円
□ 認定こども園等で在園児を対象に行う預か □ り保育事業(一時預かり事業幼稚園型 I)	日	$\sim$	日	(	日)	:	$\sim$	:	円
□ 一時預かり事業(一般型)	日	$\sim$	日			:	$\sim$	:	円

※1 提供日数は、預かり保育事業のみ記載。※2 提供時間帯は、標準的な利用時間帯の記入でも可。※3 費用は特定子ども・子育て支援利用料の額を記入。

上記のとおり特定子ども・子育て支援利用料及び特定子ども・子育て支援利用料以外の費用を領収するとともに認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

施設名称	
施設所在地 (門真市外の場合記入)	
施設長名	